

北海道告示第 11489 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

令和 2 年 12 月 9 日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

まちきた大通ビル  
北見市大通西 2 丁目 1 番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

北見市長 辻 直孝  
北見市大通西 2 丁目 1 番地

(3) 変更しようとする事項

ア 駐車場の位置

(変更前)届出書添付図面「図 1」  
(変更後)届出書添付図面「図 2」

イ 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 位置：届出書添付図面「図 1」 台数：0 台  
(変更後) 位置：届出書添付図面「図 3」 台数：2 台

ウ 荷さばき施設の面積

(変更前) 223.58 ㎡  
(変更後) 220.91 ㎡

エ 駐車場の出入口の数及び位置

(変更前) 数：出入口 2 箇所 位置：届出書添付図面「図 1」  
(変更後) 数：入口 1 箇所、出口 1 箇所、出入口 3 箇所  
位置：届出書添付図面「図 2」

(4) 変更する年月日

令和 2 年 12 月 22 日

(5) 変更する理由

市役所新庁舎駐車場の提携利用開始及び駐輪場設置による変更

2 届出年月日

令和 2 年 11 月 27 日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道ホ-ツ総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和 2 年 12 月 9 日（水）から令和 3 年 4 月 9 日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 12 月 29 日から同月 31 日まで、翌年の 1 月 2 日及び同月 3 日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで

(4) その他

縦覧については、北見市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等については北見市へ問い合わせること。